

令和5年 12月 12日

再生医療細胞治療特定認定再生医療等委員会事務局

第12回再生医療細胞治療特定認定再生医療等委員会審査議事録

- ・ 会議名：第12回再生医療細胞治療特定認定再生医療等委員会審査
- ・ 日時：令和5年12月12日（火曜日）18時～19時
- ・ 場所：福岡県福岡市中央区大名2-6-39 ジラソーレビル5階 WEB（ZOOM）
- ・ 出席者：森下 竜一委員長、富田 哲也委員、島村 宗尚委員、阪井 丘芳委員、
丸田耕一郎委員、鈴木 萌委員、大山 ナミ委員、麻生 朋子委員

- ・ 議題 新規審査 11件 変更審査 2件

■【新規審査】医療法人社団 紘朗会 麻布皮フ科クリニック

（自己脂肪由来幹細胞を用いた顔面萎縮症・皮膚再生治療）

以上の提供計画の審査を行った。

再生医療等提供計画書、技術専門員による評価書を確認の上、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査を行った。再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。

同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。全員一致でこの提供計画を「適切」とした。

（医師略歴において脱字が認められたため訂正後の書類の提出を受け12月13日に森下委員長による簡便審査を行い12月13日付で意見書発行とした。）

■【新規審査】医療法人社団実千会 加藤クリニック麻布

（自己脂肪由来幹細胞を用いた慢性疼痛の治療）

（自己脂肪由来幹細胞を用いた顔面萎縮症・皮膚再生治療）

以上の2提供計画の変更審査を行った。

再生医療等提供計画書、技術専門員による評価書を確認の上、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査を行った。再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。

同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。全員一致でこの提供計画を「適切」とした。

■【新規審査】Re0 Clinic

(自己脂肪由来幹細胞を用いた顔面萎縮症・皮膚再生治療)

(自己脂肪由来幹細胞を用いた毛髪組織の治療)

(自己脂肪由来幹細胞を用いた変形性関節症の治療)

(自己脂肪由来幹細胞を用いた慢性疼痛の治療)

以上の4提供計画の変更審査を行った。再生医療等提供計画書、技術専門員による評価書を確認の上、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査を行った。再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。

同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。全員一致でこの提供計画を「適切」とした。

■【新規審査】札幌ひざのセルクリニック

(脂肪由来幹細胞を用いた慢性疼痛の治療)

以上の提供計画の変更審査を行った。再生医療等提供計画書、技術専門員による評価書を確認の上、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査を行った。再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。

同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供

するものと判断する。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。全員一致でこの提供計画を「適切」とした。

■【新規審査】札幌ひざのセルクリニック

(脂肪由来幹細胞を用いた変形性関節症の治療)

以上の提供計画の変更審査を行った。再生医療等提供計画書、技術専門員による評価書を確認の上、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査を行った。

治療対象となる患者の選定基準に年齢の記載がなく、医療機関への確認が必要として「継続審査」とした。

(多血小板血漿を用いた変形性関節症の治療)

以上の提供計画の変更審査を行った。再生医療等提供計画書、技術専門員による評価書を確認の上、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査を行った。

治療対象となる患者の選定基準が14歳からとなっており、医療機関への確認が必要として「継続審査」とした。

■【新規審査】シンセルクリニック

(脂肪由来幹細胞を用いた慢性疼痛の治療)

以上の提供計画の変更審査を行った。再生医療等提供計画書、技術専門員による評価書を確認の上、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査を行った。再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。

同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。全員一致でこの提供計画を「適切」とした。

■【変更審査】医療法人社団松徳会 松倉クリニック

以上の提供計画の変更審査を行った。委員全員で細胞投与数の変更、提供金額、追加文献について変更箇所の確認を行った。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。全員一致でこれらの提供計画を適切と判断した。

■【変更審査】医療法人社団松徳会 松倉クリニック代官山

以上の提供計画の変更審査を行った。委員全員で細胞投与数の変更、提供金額、追加文献について変更箇所の確認を行った。

各委員に質問、意見を求めるも特に発言ないため採決とした。

全員一致でこれらの提供計画を適切と判断した。

以上